

旧一乘院関係近世文書の収集

建築物研究室

明治初年以降奈良地方裁判所の事務室として使用されていた興福寺一乘院震殿、殿上及び支閣などが、昭和三十七年四月九日重要文化財の指定を受けた。それと前後して県庁周辺一帯の整備計画に伴い、裁判所の南面の道路が十九m拡張され、裁判所の新庁舎が建設されることが決定したので、これらの建物を他所へ移築せねばならなくなつた。建物は唐招提寺の旧能満院に移建されることとなり、昭和三十一年六月六日竣功式が行われたのである。震殿その他建物の解体移築の開始と、裁判所新庁舎の建設の間を利用して由緒ある一乘院震殿跡一帯を発掘調査することの重要性は夙に認められていたので、移築工事とは別箇に県庁内に「旧一乘院遺構発掘調査委員会（代表者・大阪市立大学教授浅野清氏）」を設け、県教育委員会が調査を委嘱したもので、奈良国立文化財研究所の歴史研究室及び建造物研究室員が協力し、昭和三十八年三月から調査をはじめ、一箇月にわたつて行つた。その経過略報は本研究所の昭和三十九年八月発行の年報(1964)及び県教育委員会刊行の「重要文化財旧一乘院震殿・殿上及び支閣移築工事報告書」に当研究所所平坂宮発掘調査部員工藤圭章、八賀晋阿技官が執筆し私も発掘遺跡を担当した。なお後者編纂に当つて、第三章第六節「史的考察」として私が提供しておいた一乘院関係近世史料は、前々回年報原稿が切までには未整理のものも多く、従つて収録されておらず、工事報告書に掲

載の分も完全とは言えない。ここに一乘院坊官二条有乘日記などを摘記して、寛永十九年十二月二十六日焼失以前にはどのような建物があつたのか、そのうち慶長期から享和期にかけて建てられたのはどれか、火災後慶安三年再興までの事情などに関する記録を摘記し一乘院考察の参考に供したいと思う。

一、火災当時の記録

寛永十九年 二条寺主有乘

(旧保井文庫・天理図書館所蔵)

御門主二品親王尊覚様と申し御年三十五歳也

一乘院御門跡炎上之記也 御寺務当年まで廿一年御執行被成候

当院之御所様御弟子様也当近衛殿大御所様とは御兄弟也

壬十一月廿七日

有乘(花押)

若宮祭礼也

〔本文〕十一月廿七日

廿七日天氣は能候へとも早天より風吹以外にさむ

御座候日也祭礼之出仕丹波寺主有乘五ツ過方出

仕申候我等、法眼宣乘煩故名代出仕申候因幡郡維

那清舞出仕是も親之名代也別会宝蔵院権別会明王

院大かた諸役相調申松下わたりわたり可申と誦候

内に油坂町いかに小家より午刻時分程に火を出

申西風以外アラク吹高天町へ火ツキ申又風未申成

高天市坂之新屋焼申それよりも火二筋成東向町中

筋町寸屋の町ヤケ申其火御門跡へ飛御寝殿之東之

方新御願上火ツキ風にて吹付申此御殿と申は一乘

院殿御本願御門主定照之御再興之御殿也天禄年中

立申寝殿也七百年アマリにても候はんや古御殿火

何ともケン申事難成八方へ火廻申候ゆへ新御願を

取出可申とて宝寿院長願坊五御御同学北面支願福

岡伊豆其外若衆ハシリ廻申外かはのしとみをハ見

事打やふり申候へとも御ツシ外かは先御門主尊勢

様御開帳之刻外の御ツシ為用心と被仰候ていかに

も丈夫に被成火打はなし申事難成はや火ヲチかか

り申候故各々けしかね申候無清新御願何も炎上扱

も、歎カシキ事也新御願火殿上御廊(玄四)へん

へツキ未申風あらく吹付対面座敷九帖(細四)に焼夫

其火御面大横間ツキ門之御前上台所之方ノ御蔵三

ツ大台所小性衆侍衆長屋一度ニ焼失門之御前火西

之御殿へつき申候此御殿へ去年院御所様禁中にて

一之結構成御殿被進候京都去去年御取よせ此方へ

引祈こと、敷御物入ノ御殿也内々前より火共御

殿付焼申候長講堂へらうかヤケ申候御持仏堂焼長

講堂付焼申候長講堂火にて阿弥陀院清淨院慈尊院

檜皮屋此坊ともやけ申候此長講堂は古之炎上後久

立木申大往院殿御代ニモ難成処ニ当御門主尊覚様

女院御所様へ数年御頼被成当院之御所様女院御所

様御合力米式千石余承二年斗も、首尾仕候結構立

申候御本尊へむかし阿弥陀仏もわきたちも同前今

度之炎上にも此御本尊出ノ事きとく也山田理兵衛と申仁取出申候わき立も同前一段手から也御門主様御藏へ御成にて將軍様御三代之御朱印取御出候御自身持出候内に前へ急ニ火ヲ吹付申候ゆへ小姓兩人入御門主早々御出候へと此察申候則御供申大慈院へ奉落中院之屋焼申候間大慈院アツなく候間御門主様大事之儀にて成身院へ可在御座之由各々御盡見申上候処ニ兎も角もと仰出成身院へ御成申候我等ハ御タヒ所ヨリ一乘院殿へ火付申と聞別会も權別会もつね事にて無之候間神前ニハ別會權別會因幡都維那此三人居申候て早々一乘院殿へかけ付申候へともと申間將軍之躰ニ而はしり申候処ニ勸善院之しはにて御門主様成身院へ被成御座候ニ懸御目申候我等も御供に可參由候へハ大慈院あふなくとまりはやハ大慈院へ參候へと御成心意候間大慈院にて將軍を庭にて取申桶末之ホラ之中へ衣將束とも入やねへ上り申候中院屋焼申候まては西風にて候へとも未申風又成申候間藏院宝徳院燒申大慈院ハくるく無之とて大慶此事也(下略)

同(十二月)九日(前略)

一今度一乘院殿炎上仕候て大小棟數廿二三も焼失仕候相殘申候は御車屋東之北門北方丑とら角之米藏此分やけ残候昔善申候庭作のつくりし北面庭御せんす岩とも木は不及申皆焼クタケ申何のやくにも不立申御殿の石すへは不及申一つもやくにたち不申候岩木は後世にも可有御座御庭も見事可被成候はんか前々御代とよりの御道具殊には経論聖教御記録とも哥書とも無殘焼失申近頃は御門主尊勢様一乘院殿近代之御学聖也御寺務をも五十年

斗も御持被成候天下ニ無隱御学衆也哥道も同前之事也(下略)

同(十二月)十六日 天氣御門主様今日從京都還御

一今度一乘院殿燒失之義江戸へも聞へ將軍様にも

被及聞召御奉行衆へ被仰出候にて松平伊豆守殿阿

辺對馬守殿阿邊豊後守殿此三人御奉行衆蒙上意

又飛脚衆江戸方京まで四日ふりに上着仕之候由也

右之御奉行衆連判にて御折紙參

公方様にも此比被及聞召咲正に被思召候早速飛脚

にて被仰入候との仰申候委ハ其本書ハ御門跡可在

之者也板倉周防守殿まで御飛脚參周防守殿ヨリ京

都にて御門跡様相渡被申候則今日御門主様御持に

て御下向之事也皆々御家中衆も拝見申候へと被仰

候て頂戴申了

とある。

以上により、寛永十九年十一月廿七日御祭当日火災の有様がわかると同時に、その時に焼失した建物の種類と焼残つた建物の種類及び筆者は寢殿が天禄創始以来のものとして、西御殿や長講堂が禁裏の建物を移したり、長年欠除のままであつたのを東福門院の助力によつて火災の少し前に復興された事情などが判る。また火災直後一乘院門跡尊勢親王が一乘院復興のため、將軍家に陳情すべく自ら関東に下向した様子も判る。

II、慶長期より寛永期までの修理又は増設の資料

既に焼失したこれらの建物のうち、建長度に寢殿及び殿上廊などが整備されたものであることは三会定一記によつて判明したが、近世になつて改修又は

新設されたものが幾つかあることが、慶長十五年から寛永末年までの「日々記抜書」にあるのでこれを紹介しよう。

a、一乘院二条宣乘日記

(旧保井文庫・天理図書館所蔵)

慶長七年九月十一日 糸桜木御庭へ御ウエ候

慶長十年五月十日 御門跡様ノ藏之間ヨリ御ナン

トラコホチテ御作事也

慶長十二年八月晦日 キヤクテン今日ヨリコホチ

タテナホス也大工又掃リ大工源三源

六兩人

慶長十五年二月廿七日 御門跡様御普請也材木買

ニ大坂へ久右衛門大式被參也

閏二月廿二日(前略) 御門跡様御普請在

之也

三月十八日 築地ツリヤ南方築地コホ

ツ也

廿日 北南方根石スニル也

四月 三日 築地ツク也高天江戸屋方

築地ツキヲトリ參也

四月 四日 築子立衆伏見衆今日ニ皆

ノ築地仕舞申也郡山迄残也

十二月 朝ヨリ築地ツキ四時分ニ

ツキアケ掃除迄相濟也

六月十一日 御門跡様御台所高梁大引

物上候也

元和四年十二月 三日 十宮様御得御ニ付御坊中

集会在之

十一月 舞台出来ニ付御庭へ砂持

セラル、事、事中坊ヨリ奈良中人足中坊代官所ノ人足ニ而二三日砂持セ了

元和四年十二月十二日 御寝殿八間ニ簾カ、ル内ニ畳皆切合敷坊官衆座新御願ツ、キ一間其ツ、キ屏風引キワニ畳ニ帖敷七机御座也

寛永三年四月十九日 一乗院殿長講堂新ノ始在之
〃 六月廿四日 御門跡長講堂上棟後夜時分方立ソノ□日中迄ニ棟破風迄仕舞也

b、寛永十年ヨリ承応四年マテ

日々記抜書(興福寺所藏)

同(寛永)十六年正月十五日 於長講堂修正在之

寺僧衆十一人伺公

〃 二月廿一日 来月三日ニ新御願開帳之儀被仰出也

以上によると、禁裏から殿舎を賜つたのは慶長十五年頃のことであり、それが西(又は西)御殿と称せられたことと、長講堂新初が寛永三年完成が同四、五年頃となる事が判る。

Ⅲ、復興に対する幕府援助の顛末

寛永十九年十一月廿七日焼失以後一乗院はどのようにして復旧されて行つたかを興福寺所藏文書を通して眺めて見よう。

a、宥乘源乘日記(興福寺所藏)

寛永廿年正月元日 一乗院御門跡様自去年大心経院ニ御座候故元日御祝□□併昨年之火事ニ逢ふて□□(下略)

〃 五月九日 宥乘寺主今日從江戸上着

旧一乗院関係近世文書の収集

也公方様方御奉書□御書致拝見候旧冬火事子細從公方様御態ノ伝之趣御満足之旨奉得其意候因茲被差進儀仰趣御念之入候段上聞候処御機嫌之御事候委曲ニ候寺主可為演説候此由洩達尤候久々謹言
四月廿五日

阿部对馬守 重政判
阿部豊後守 忠秋判
松平伊豆守 信綱判

(前) 中川左京亮殿

如此御案文也中川とみて中沼を筆者之誤かと申

〃 同(六月)十五日 上座法眼宣乘病氣ニ而無本腹今日日中ニ死去申也八十一歳宥乘親父也

正保三年(正月)同廿一日 中院屋上棟衆四ツ時分ニ本尊地藏半假殿入仏

〃 (四月)同廿九日 公方様方御門跡へ銀子三百枚わた二百把大御所様方御門跡へ銀子百枚御あわせ十重御使堀田加賀守殿今川式部輔大納言様方御使牧野内匠殿とある。越えて廿一年には中沼左京が関東江戸に向専心奉行衆への陳情に努めた。

b、宥乘日記(旧保井文庫・天理図書館所藏)

寛永廿一年甲申三月十日

一今日中沼左京を江戸へ被遣公方様江一乗院殿不残焼失仕候間御公義へ被仰上將軍江御歡仰上候処ニ御奉行衆之引而御取合よく御座候により將軍様にも御聽被成一乗院立可被進之由被仰出候御年寄

衆方も但々御返事則板倉(因)因防守殿へ公方様より御殿被仰渡候也中沼左京二ヶ月あまり江戸に相詰申候奉行衆へ毎日のやうに罷出御訴訟被申上候ニ付公方様にも能御取立申候御用心之段へ中沼左京手柄之至也左京江戸より罷上り御門跡可被進立之御物語とも承りて上下目出度儀共なりと申事也とあるのによつて判る。

料 N、正保四年(慶安元年)より完成までの資料

火災直後の一乗院門跡江戸下向といひ廿一年三月より二ヶ月間の中沼左京の奉行衆への働きかけと、主従共によくねばり抜いて再興許可をとりつけた。しかし実際に金子拝領するまでには猶三ヶ年を要したようである。

c、宥乘日記(興福寺所藏)

正保四年九月十一日 御暇被下五ツ時分ニ登城阿部豊後守殿阿部对馬守殿大沢左京殿被仰渡也諸領物有之御奉書之趣

従一乗院殿御書忝致拝見候今度御造營之儀被仰出候趣板倉周防守相連御満悦之由奉得貴意候依之為御願被差進御文盡ニテ右之通及上聞御文盡御前に被差出御念之入候段御機嫌御事候此由宜有洩達候久々謹言
九月十一日 阿部对馬守判
阿部豊後守判
松平伊豆守判

中沼左京殿

〃 九月十三日 今日江戸発足仕也

覚

銀三百貫目一乘院殿に白川の寺為引料被遣候間一乘院殿坊官に手形ニ板倉周防守御裏判被相渡可出勘定是等当院添状之以来之手形ニ而無之候以上

右三人奉行

九月十一日

久因幡守殿

曾弥丹波守殿

横地一郎左衛門殿

福井清左衛門殿

森川庄兵衛殿

此手形ハ大坂御金奉行者方ニ^(小)り申し其外坊^(小)手形ニ板倉周防守殿御裏判^(小)中沼左京筆者ニ而三百貫目之銀子請取申^(小)仕二条法眼有乘中沼左京元知右兩人へ判仕周防守殿ノ裏印取寺主源乘上京也^(朱)

慶安元年

有乘日記

〃五月十一日 御門跡御殿御普請大工古屋出来

〃〃十四日 同所御普請日用入札今日定

〃〃〃〃出来

〃〃〃〃出来

〃六月四日 御門跡御殿ノ材木木津川無水為付かね申候事同所普請大工十人斗參材木を^(小)木屋付て材木^(小)

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

〃〃〃〃

々」とあるのが、この記録により立証されたことにならう。

V 一乘院への水路の資料

最後のところで、一乘院庭園に關係ある水路の資料を集録して見よう。

正保三年正保三年 兩人日記(興福寺所藏)

〃十二月朔日 走水ノ事ニ付申分再発仕自

大乗院殿六方衆五人罪科可有由ニ付大乗院

様へ中沼左京原兵部兩人被遣六方^(小)

走水ノ事一乘院殿方已仰付候由被仰遣候故

罪科停止被成 公義沙汰と有之事也此走水

ノ事ハ康和年中ニ一乘院殿御一代ニ慈信

^(小)ハ初ル水上ニ大石ニ^(小)ノ瓦ヲ切付川中

ニ在之此水ヲ^(小)石ト名付此石方半分つゝ

ニ分テ春日ノ御供所ニ半分一乘院殿へ半分

ト在之御門跡泉水へ入申在也此時ノ泉水ノ

名ハ福祐水ト申也此水^(小)申事難成也。

正保四年

兩人日記

〃二月十三日 応山様御下向御宿坊金藏院薪

能御見物

〃〃十七日 今度応山様御下向之事大乗院

殿并五師役者等去年方走之水遣入候一乘院

殿へも^(小)衆禁中仰伺被^(小)少可被成申

此水一乘院殿御泉水^(小)水ハ水屋川ノ

三分水石アリ此石日ノ丸トモ申又三光石

トモ申彼石ヨリ此水ヲ分テ春日御供所ト一

乘院殿へト分申也去年御泉水ノ水不來御不

審ヲ仕候処ニ寺務大乗院殿五師役者寄合中

院屋ノ泉水新^(小)ニ水ヲ取申候事ヲタクミ被

水御供所へ沢山ニ遣シ其水ノしたよりを中院屋へ可流談合ニテ五師学ニ而被分水ノ所へ山木ヲ切堤ヲ築一乘院殿へは水不參様ニ仕間御門跡へ御返无定申者有之故(中略)御撰家方各々御一所ニ被成候予^(小)一乘院殿泉水ノ事ハ様々之子細にて禁裏ノ旧記ニモ在之御泉水ヲ金輪池ト号ス此池ノ初リハ一条院御宇ニ始テ御走り水称之子細有之水之名ハ福祐水ト申也

とある。藤原時代の池庭乃至室町時代善阿弥の作庭遺跡が、昭和三十八年春の発掘調査と、これら旧一乘院關係文書によつて明るみに出たことはまことに關係者にとつて喜ばしいことである。

(森 蘊)